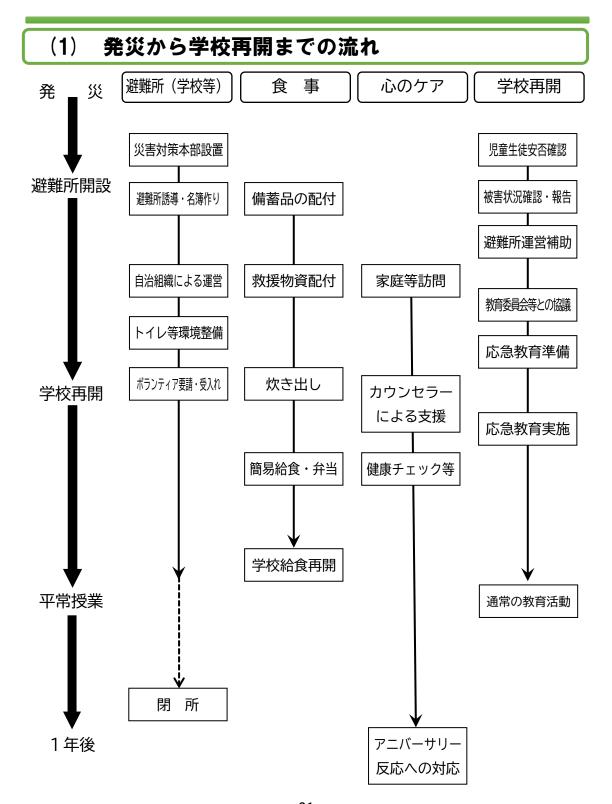
||| 教育再開への取組

- 1 発災から学校再開までの流れ
- 2 発災後の安否と居場所の確認
- 3 安全点検
- 4 校舎の移転、仮設校舎での学校再開
- 5 学校再開に向けて
- 6 避難所運営
- 7 応急教育の実施
- 8 給食の再開

1 発災から学校再開までの流れ



(2) 学校再開までの流れと対応(例)

[1日目]

【津波の発生がなく、児童生徒が在校中の場合】

災害の発生・安全確保

+

避難誘導(第1次避難場所へ)

1

児童生徒・教職員の安全確認 病院等の医療機関との連携のもと

- 1 安否確認
- 2 健康状態確認

1

学校災害対策本部の設置

- 1 第1次被害状況の調査
 - (1) 児童生徒・教職員の被害状況調査
 - (2) 校区等の被害状況確認
- 2 児童生徒の引き渡し ----保護者への引き渡し
- 3 施設等の被害状況調査
 - (1) 安全点検(施設設備)
 - (2) 危険区域の封鎖と応急処置
 - (3) 被害状況の記録(写真撮影)と一覧 表の作成
 - (4) 避難所開放区域の明示
- 4 学校周辺の被害状況調査
 - (1) 通学路、校区の被害状況調査
 - (2) ライフラインの被害状況
 - (3) 校区地図へ被害状況を記入
- 5 防災担当部局や地域との連携 災害情報の収集と整理
- 6 教育委員会への災害状況の報告 報告書の作成

【留意点】

- ※ 津波発生時はさらに第 2次避難場所へ避難 誘導する。(空地・高台 等)
- ※ 在校時以外は、教職員 が学校へ参集して児童 生徒の安全確認を行 う。

- ※ 大津波・津波警報が解除されるまで原則引き渡しは行わず、学校等に待機させる。
- ※ 公共交通機関を利用して通学している場合は、その状況を確認する。

[2~7日目]

教育委員会等との協議・調整



第2次被害状況の調査

- 1 児童生徒の被災状況調査
- 2 教科書・学用品不足状況調査
- 3 児童生徒や保護者への声かけ(心のケアにつながる)
- 4 被災児童生徒の避難先確認(転校手続き)



教育委員会への報告



教育委員会等との協議調整

- 1 応急教育計画の作成・カリキュラムの作成
- 2 応急教育の教材確保
- 3 間借り先関係校の選定
- 4 間借り先相手校との調整



応急教育の実施に向けての準備完了



避難所支援活動の縮小・解消

- 1 避難所の自主防災組織・防災部局との協議・連携
- 2 学校再開のお知らせ作成

[8日目~]

学校再開



教育委員会・関係校等との協議・ 調整長期的な課題について

- ※ 原則として行政が伝える。
- ※ 「すぐに出て行け」と受け 取られないよう注意。
 - ※ 再開後の児童生徒の活動 エリアの周知。

◎ 阪神・淡路大震災時

被害のひどい地域の学校では、児童生徒の安否確認に1週間を要したところが多くありました。また、教職員の中にも被災者がいたので地震後、すべての教職員が集まったのは、地震発生から6日後という学校もありました。電話・家庭訪問では連絡が取れず、学校再開のはり紙を見て登校した児童生徒もいました。

◎ 東日本大震災時

安否確認の方法として、電子メールが機能しました。電話等が使えないときは、自宅訪問、友人・地域住民からの情報提供、掲示板へのはり紙による情報確認等も重要な手段となりました。

2 発災後の安否と居場所の確認

(1) 児童生徒の安否と居場所の確認

- ☆ 行政や自治体の情報活用、児童生徒や保護者のつながりによる情報収 集
- ☆ 家庭訪問、避難所訪問による直接確認、自治体の避難者名簿の確認
- ☆ ライフラインが寸断された場合のことを想定する。
- ☆ 学校と保護者が、電話、メール等、複数の手段を使って、相互に連絡が取れる体制を整えておく。

① 平日の日中等の場合

- ア 授業 (課外活動) 中
 - ・ 学級担任等は、児童生徒を掌握する。欠席者等は、保護者に電話連絡を 行い、安否と居場所を確認する。
 - 教務・主幹教諭等は、一斉メール等で学校の状況等を保護者に配信する。
 - ・ 電話・メールが使用できない場合、学級担任等は、状況に応じて欠席者 等の児童生徒宅に家庭訪問、避難所訪問をする。

イ 登下校中

- ・ 学級担任等は、在校・登下校中の児童生徒を掌握する。
- ・ 防災担当等は、通学路の安全、交通機関の運行状況等を確認する。
- 教務・主幹教諭等は、一斉メール等で学校の状況等を保護者に配信する。
- ・ 学級担任等は、登下校中の児童生徒の保護者に連絡を取り、安否と居場 所を確認する。
- ・ 電話・メールが使用できない場合、学級担任等は、状況に応じて安否確認できない児童生徒宅に家庭訪問、避難所訪問をする。

② 休日、夜間等(児童生徒在宅時)の場合

- ア 電話・メールが使用できる
 - ・ 教務・主幹教諭等は、一斉メール等で緊急情報(安否確認方法) 等を 保護者に配信する。
 - ・ 学級担任等は、保護者に電話連絡をして安否と居場所を確認する。
- イ 電話・メールが使用できない
 - ・ 学級担任等は、家庭訪問、避難所巡回、掲示板等により安否と居場所を 確認する。

③ 学校の役割分担例

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・学校災害対策本部の設置及び教職員への指示 ・災害等に関する情報収集 ・教育委員会、自治体、PTA役員との連絡調整・報告
教務・主幹教諭 防災担当	・情報発信(一斉メール配信、ホームページ作成等) ・校舎内外の被害確認、通学路・交通機関の確認 ・保護者との連絡調整
学級担任等	・児童生徒掌握、家庭連絡 ・家庭訪問、避難所訪問
養護教諭	・児童生徒の心身の健康状態の把握 ・負傷者等の応急手当 ・学校医、医療機関等との連携
事務職員	・電話対応等、その他

チェックリスト

① 平日の日中等の場合
アー授業(課外活動)中
□ 児童生徒の掌握
□ 欠席者等の保護者に電話連絡をして確認
ロ 一斉メールによる学校の状況等の配信
□ 電話・メールが使用できない場合
⇒ 欠席者等の児童生徒宅に家庭訪問、避難所訪問
イー登下校中
□ 在校・登下校中の児童生徒の掌握
□ 通学路の安全、交通機関の運行状況等の確認
□ 一斉メール等による学校の状況等の配信
□ 登下校中の児童生徒の保護者に連絡を取り、安否と居場所の確認
□ 電話・メールが使用できない場合
⇒ 安否確認できない児童生徒宅に家庭訪問、避難所訪問
② 休日、夜間等(児童生徒在宅時)の場合
ア 電話・メールが使用できる
□ 一斉メール等で緊急情報(安否確認方法)等の配信
□ 保護者に電話連絡をして確認
イ 電話・メールが使用できない

- ◎ 安否確認の内容(例)
 - 児童生徒及び家族の安否・けがの有無
 - 被災状況(児童生徒の様子、困っていることや不足している物資)

□ 家庭訪問、避難所巡回、掲示板等による安否と居場所の確認

● 居場所(避難先) ● 今後の連絡先・連絡方法

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」【文部科学省】

(2) 教職員の安否確認

① 平日の日中(学校管理下)等の場合

- ア 管理職は、教職員を掌握する。学校不在教職員は電話・メール等により確認する。
- イ 学校不在教職員は、電話等により学校へ連絡する。
- ウ 電話・メールが使用できない場合、教職員は配備計画(動員体制)に基づいて行動する。

② 休日、夜間等(在宅時)の場合

- ア 電話・メールが使用できる場合
 - ・ 管理職は、一斉メール、緊急連絡網を利用して確認する。
 - 教職員は、緊急連絡網を利用して連絡する。
- イ 電話・メールが使用できない場合
 - ・ 教職員は、配備計画(動員体制)に基づいて行動する。

③ 学校の役割分担(例)

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・学校災害対策本部の設置及び教職員への指示 ・災害等に関する情報収集 ・教育委員会、自治体、PTA役員との連絡調整・報告
教職員	・配備計画(動員体制)に基づいて行動

チェックリスト

(1)	平日の日中(学校管理下)等の場合
	校内の教職員の掌握
	学校不在教職員等への電話・メール等による確認
	学校不在教職員による学校への連絡

- □ 電話・メールが使用できない場合
 - ⇒ 配備計画(動員体制)に基づく行動
- ② 休日、夜間等(在宅時)の場合
 - ア 電話・メールが使用できる
 - □ 一斉メール、緊急連絡網を利用しての確認
 - イ 電話・メールが使用できない
 - □ 配備計画(動員体制)に基づく行動

(3) 保護者の安否と居場所の確認

① 平日の日中等の場合

ア 電話・メールが使用できる

- ・ 学級担任等は、保護者に電話連絡をして、保護者の安否と居場所を確認 する。
- ・ 教務・主幹教諭等は、一斉メール等で学校の状況等を配信する。

イ 電話・メールが使用できない

- ・ 学級担任等は、必要に応じて家庭訪問、避難所訪問をして保護者等の安 否と居場所を確認する。
- ・ 防災担当等は、通学区域内の被災状況を確認する。

② 休日、夜間等(在宅時)の場合

ア 電話・メールが使用できる

- ・ 学級担任等は、保護者に電話連絡をして、保護者の安否と居場所を確認する。
- ・ 教務・主幹教諭等は、一斉メール等で緊急情報(安否確認方法)等を配信する。

イ 電話・メールが使用できない

- ・ 学級担任等は、必要に応じて家庭訪問、避難所巡回、掲示板等により 安否と居場所を確認する。
- 防災担当等は、通学区域内の被災状況を確認する。

③ 学校の役割分担(例)

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・学校災害対策本部の設置及び教職員への指示 ・災害等に関する情報収集 ・教育委員会、自治体、PTA役員との連絡調整・報告
教務・主幹教諭 防災担当	・情報発信(一斉メール配信、ホームページ作成等) ・通学区域・交通機関の確認 ・保護者との連絡調整・報告
学級担任等	・保護者の安否と居場所の確認 ・自宅周辺の被災状況の確認 ・家庭訪問、避難所訪問
その他の 教職員	・情報収集、電話対応等

チェックリスト

① 平日の日中等の場合ア 電話・メールが使用できる□ 保護者の安否と居場所の確認□ 一斉メールによる学校の状況等の配信
イ 電話・メールが使用できない □ (必要に応じて)家庭訪問、避難所訪問 □ 通学区域内の被災状況の確認
② 休日、夜間等(在宅時)の場合 ア 電話・メールが使用できる □ 保護者の安否と居場所の確認 □ 一斉メール等による緊急情報(安否確認方法)等の配信
イ 電話・メールが使用できない □ 家庭訪問、避難所巡回、掲示板等による安否と居場所の確認 □ 通学区域内の被災状況の確認
安否確認の内容(例)
□ 児童生徒及び家族の安否・けがの有無 □ 被災状況 ・児童生徒の様子 ・困っていることや不足している物資 □ 居場所(避難先) □ 今後の連絡先・連絡方法

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」【文部科学省】

3 安全点検

(1) 発災後の施設・設備等の点検

① 建物の構造部材、非構造部材の点検

- ア 校舎内外の被害状況と危険箇所の確認をする。(V資料2(1)参照)
- イ 点検箇所を複数名で点検する。
- ウ 専門家(応急危険度判定士等)による校舎等の危険度判定調査を実施する。
- エ 危険区域については、立入禁止区域の表示を行う。
- オ 校庭の被害状況(地割れ、液状化現象の発生、水漏れ等)を把握する。
- カ 緊急を要する場合は直ちに市町村教育委員会に連絡する。
 - ※ こうした箇所については、注意喚起等の2次被害防止策とともに、現状保存、写真撮影を行う。

② ライフライン(水道、電気、ガス等)の復旧状況の確認

- ア 学校再開に向けて、各校舎・各箇所のライフラインの復旧状況の確認やネットワーク関係の確認を行う。
- イ 電気・ガス・水道の設置箇所の点検には、十分な時間を充てて確実に調査 し、その後、専門業者による点検を実施する。

東日本大震災では、地域によって復旧状況は異なるが、復旧までに電気が1週間程度、水道が3週間、ガスは5週間の日数を要した地域がありました。

③ 危険箇所の立ち入り禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検

- ア 危険箇所に貼り紙等で注意喚起する。
- イ 点検結果は、校舎配置図等に転記し、職員室に掲示するとともに避難所に も掲示し情報提供する。(2次被害防止)
- ウ 色分け等で危険箇所を分かりやすく表示したり、災害時要配慮者にも分かりやすい表現にしたりすることが重要である。
- エ 校舎内の天井材、照明設備などの被害や、特別教室における楽器や視聴覚機器、理科実験器具や危険薬品、灯油保管場所等の確認を行う。

④ 校舎内外の清掃

児童生徒が登校する前に安全面・衛生面を考慮して、校舎内外の清掃を行う。

※ 原子力災害が発生し、「除染特別地域」や「除染状況重点調査地域」に 指定された場合には、国や市町村が主体となって除染を進める。学校は、 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、定期的な放射線 量の測定を行う。

⑤ 学校の役割分担(例)

	内 容 等
管理職	・ 学校災害対策本部の総括、意思決定
(校長・副校長・教頭)	・教育委員会、市町村災害対策本部との連携
教務・主幹教諭	・危険箇所の集約、表示等による注意喚起
防災担当	・点検計画立案、調整
	・校務分掌、学校防災計画等を基にした安全点検
学級担任等	・清掃、見回り
	・理科室等の薬品点検
	・医薬品、洗剤等の点検と管理
養護教諭	・環境衛生管理
良受狄酮	・清掃用具の準備
	・清掃の点検
	・危険箇所の補修、専門家による点検依頼
	・ライフラインの復旧状況確認
事務職員	・灯油保管場所等の確認
	・清掃用具の購入
	・清掃業者への依頼
	・備品購入

東日本大震災では、

学校や教育委員会では、有資格者や業者に建物の判定を依頼し、児童生徒の安全を第一に考え点検を行いました。中には、見た目は大丈夫でも、 土台が破壊されていて使用が危ぶまれる建物も見つかっています。

また、屋内運動場の天井の崩落等、非構造部材の被害が大きかったことから、非構造部材の耐震対策の重要性が再認識されました。

(2) 通学路の危険箇所の点検と補修箇所の報告

① 危険箇所の情報収集

- ア
 市町村災害対策本部、警察署、消防署、地域住民等から情報を収集する。
- イ 通学路が示されている通学圏域の大きな地図に危険箇所の情報を書き込 む。

② 校区または学校周辺調査

- ア 教職員が複数でチームを組み、 安全確認のために通学圏域を調査する。
- イ 災害状況を地図に書き込み、 補修が必要な箇所を検討する。
- ウ 収集した情報は、保護者や地域住民と共有する。

③ 補修箇所の報告

危険箇所や災害状況を教育委員会へ報告し、補修必要箇所について要請する。

④ 新たな通学路の決定と周知

安全が確保された新たな通学路を決定し、教育委員会と保護者へ周知する。

⑤ 学校の役割分担(例)

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・ 危険箇所や災害状況を教育委員会へ報告し、補修必要箇
	所について要請
	・新たな通学路を決定し、教育委員会と保護者へ報告
教務・主幹教諭	・ 危険箇所や災害状況を調査するためのチームを編成
防災担当	・補修の要請や新たな通学路決定のために情報の一元化

東日本大震災では、

教職員の見回り確認によって、危険な箇所の把握に努めるほか、保護者からも聞き取りを行いました。通学路の状況が浮き彫りとなり、安全対策を行うことができました。

通学路の安全確認を児童生徒と一緒に行うことにより、安全箇所を理解することで、心のケアにもつながります。

(3) 公共交通機関の運行状況の確認

① 運休・再開状況等の確認

鉄道や路線バスの運休状況及び代替措置、経路変更等の状況並びに復旧・再開の目処等を随時確認する。

② 児童生徒への周知と利用状況の把握

- ア 代行バスや臨時バス等の経路・運行時刻等について、保護者、児童生徒に 周知する。
- イ 利用する児童生徒を把握し、全教職員が登下校手段等を確認できるよう にする。

③ 交通事業者への要請

バスの必要台数の確保、学校の状況に応じた運行経路・運行時刻等の設定について、教育委員会や災害対策本部を通じ、交通事業者へ要請する。

④ 学校の役割分担(例)

	(1/ #/
	内 容 等
管理職	・ 代行バスの早期運行、バスやタクシーの借上げなど通学
(校長・副校長・教頭)	手段の確保について、教育委員会や災害対策本部へ要請
教務・主幹教諭	・代行バス等の運行に合わせた適切な時程等について検
防災担当	討
学級担任・	・ 仮登校時における、児童生徒の状況把握と登下校手段の 確認
養護教諭	・代行バス等の乗降場所への立ち番と児童生徒の安全確 保、心のケア
事務職員	・ 公共交通機関の運行状況等の変更など、最新の情報を把握

4 校舎の移転、仮設校舎での 学校再開

(1) 移転先での学校再開の準備

- ① 学校再開に向けた、移転パターンの想定
 - ア 他の学校を共同使用…A学校がB学校と共同使用
 - ※ 学校種が異なる場合の時程の調整
 - イ 既存の使用していない施設への移転…C公民館へD学校が移転
 - ウ 新設された場所への移転…仮設校舎、新校舎への移転

② 移転先での学校再開の準備内容

- ※ 単独の移転か、複数校で移転か、被災の有無等でも準備は異なる。
- ア 施設の安全に関すること
 - 移転先の安全点検など
- イ 施設の利用・管理に関すること
 - ・ 利用箇所の確認、共用スペースの調整など
- ウ 必要となる備品・物品に関すること
 - ・ 備品・物品のリストアップや備品・物品の借用・搬入・購入計画など
- エ 通学の安全に関すること
 - ・ 通学路の安全確認・選定や通学方法、通学時の安全指導など
- オ 時程に関すること
 - ・ 始業時間、休み時間、時間割の調整や特別教室の調整など
- カ 同じ施設を利用する学校間の連絡調整に関すること
 - 生徒指導上の共通理解など
- キ 避難所との連絡調整に関すること
 - ・ 利用箇所の確認、共用スペースの調整など

③ 学校の役割分担(例)

	内 容 等
管理職	・教育委員会との連絡調整(移転先の決定)
(校長・副校長・教頭)	・他の学校との連絡調整
教務・主幹教諭	・他の学校との連絡調整(時程) ・利用箇所の確認、共用スペースの調整
防災担当	・移転先の安全、通学の安全に関すること
学 级 扣	・児童生徒の通学方法、通学経路の確認
学級担任等	・生徒指導上の配慮事項集約
養護教諭	・心のケアや配慮が必要な児童生徒の把握
事務職員	・必要となる備品、物品に関すること

(2) 仮設校舎の建設要請

① 施設の場所・内容の検討

- ア 校舎に使用危険判定が出た場合は、安全な施設を教育委員会と相談し検 討する。
- イ 場合によって、校舎一部のみを使用したり、移動して別施設を使ったりす ることも検討する。
- ウ 地域から一時的ではあるものの学校がなくなること、仮設校舎をどこに 建てるか、また、どのように建てるかは、保護者や地域、教育委員会も含め 十分な話合いが必要である。

② 大切な学び舎として

- ア 仮設校舎であっても、使用するものにとっては大切な「学び舎」である。
- イ 有効な教育活動ができる施設であるとともに、使用する児童生徒がその 建物で学ぶことの誇り、感謝の気持ちを持てるような工夫が必要である。

③ 学校の役割分担(例)

	. (1/3/
	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・教育委員会等との連絡・調整 ・保護者及び地域住民からの情報収集 ・仮設完成までのスケジュールの設定
教務・主幹教諭 防災担当	・再開からの教育課程の計画・仮設校舎配置図の提案・仮設校舎の通学路の危険点検
学級担任等	・ 仮設校舎での学習・生活の指導、ルールづくり
養護教諭	・保健衛生面の確認
事務職員	・ 仮設校舎への引越に伴う経費の算定 ・ 現備品の管理、引越先での設置場所の検討・提案

東日本大震災後、施設が使えない多くの学校が、他校の空き教室を使用 したり、統廃合されて使っていない施設を利用したりしました。

長時間のスクールバス通学は教職員の勤務、児童生徒の生活に不自由を強いることになるため、学区内に、学校として必要な施設を備えた仮設校舎の建築が急務となります。

チェックリスト

① 発災後の施設・設備等の点検□ 被害状況と危険箇所の確認□ 専門家による危険度判定調査□ 危険箇所への注意喚起(立入禁止等表示、写真・記録等保存)□ 専門業者によるライフライン点検□ 校舎内外の清掃
② 移転先での学校再開の準備□ 移転場所・施設の選定□ 移転先での学習・生活の流れの確認・共通理解
③ 仮設校舎の建設要請□ 地域住民・保護者・教育委員会との話合い(建設場所・施設内容の検討)